

# 青森県報

第二千三百十号

平成十六年  
四月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課) ……一  
 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所) ……三  
 右 同……………( 同 ) ……三

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四  
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) ……五  
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 ) ……六  
 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………( 同 ) ……七  
 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………( 同 ) ……七

### 収用委員会

収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……八  
 右 同……………( 同 ) ……八  
 右 同……………( 同 ) ……九  
 公示による通知……………( 同 ) ……九

## 告 示

青森県告示第二百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十六年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 西津軽郡深浦町大字追良瀬字西追良瀬山一・字北追良瀬山一・字東追良瀬山一(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的  
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

青森県告示第二百六十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年三月二十九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一六番二から七七番一に隣接する国道二七九号の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線の地点と の地点とを結び春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・六六五メートル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点	X座標	プラス一六三〇二六・七三七
	Y座標	プラス二一七八四・七六〇
の地点	X座標	プラス一六三〇二一・〇五七
	Y座標	プラス二一七九五・二〇三
の地点	X座標	プラス一六三一〇六・五六四
	Y座標	プラス二一八四二・一七三
の地点	X座標	プラス一六三一〇一・二二〇
	Y座標	プラス二一八三五・四三〇
の地点	X座標	プラス一六三二四〇・六三七
	Y座標	プラス二一八五一・九二一
の地点	X座標	プラス一六三〇九〇・五九一
	Y座標	プラス二一九四四・二二八
の地点	X座標	プラス一六二九三二・七一九
	Y座標	プラス二二〇二九・八二〇

の地点 X座標 プラス一六二九二五・〇二二

Y座標 プラス二二〇四四・八五八

の地点 X座標 プラス一六二九一〇・六七三

Y座標 プラス二二〇七二・三五六

の地点 X座標 プラス一六二九三八・九五九

Y座標 プラス二二〇八三・〇一一

の地点 X座標 プラス一六二九三八・四八四

Y座標 プラス二二〇八四・一二八

3 面積

八、一三九・三九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二七番一及び一六番一から字家ノ尻一八番に隣接する国道二七九号の地先公有水面及び同国道地内

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点	X座標	プラス一六三二〇四・六四〇
	Y座標	プラス二一六九八・〇四三
の地点	X座標	プラス一六三二一八・三六二
	Y座標	プラス二一七六一・二五四
の地点	X座標	プラス一六三二二七・八七八
	Y座標	プラス二一九二八・一四七
の地点	X座標	プラス一六二九四四・一四一
	Y座標	プラス二一八二八・五三一
の地点	X座標	プラス一六二九〇八・八九七
	Y座標	プラス二一八九七・二九二
の地点	X座標	プラス一六二九〇二・四二一
	Y座標	プラス二一九五〇・八一六

3 面積

- 三二、四五五・一二平方メートル
- 四 埋立地の用途
- 漁港施設用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青北建設
- 二 代表者の氏名 附田 忠志
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市六川目三四の五七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第九〇五六号
- 五 取消年月日 平成十六年三月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 さく井工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸善工業
  - 二 代表者の氏名 蝦名 善語
  - 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字枇杷野三三の一九八
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第五〇〇三〇号
  - 五 取消年月日 平成十六年三月二十六日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、板金工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十六年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党青森県参議院選挙区第1総支部	田名部匡省	大向庸敬	八戸市大字岩泉町四の七	平成 一六・一・一六
公明党青森第四総支部	鳥越正美	長根時男	十和田市大字米田字雨溜二七	一六・二・二三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
泉谷和宏後援会	泉谷和宏	泉谷和雄	北津軽郡金木町大字川倉字宇田野二四	平成 一六・一・一五
向井榮一後援会	沼田硬一郎	向井正弘	上北郡東北町字外蛭沢北久保一四の四	一六・一・一六
若宮佳一後援会	軽米俊一	石田信一郎	三戸郡五戸町字古堂後一二の二	一六・一・一六
蛭沢喜代治を励ます会	山田保美	漆戸繁喜	上北郡東北町字保戸沢家ノ前三	一六・一・一七
北畠弘美後援会	北畠哲雄	北畠幸子	北津軽郡板柳町大字館野越字橋元三一	一六・一・一七

女性党青森県青森総支部	工藤昌子	工藤昌子	黒石市大字緑町四の三三	一六・一・二四
川崎益美後援会	川崎益美	川崎由美子	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地三三	一六・一・二五
嶋中忠也後援会	嶋中耕三	嶋中智彦	東津軽郡今別町大字大川平字熊沢三八	一六・一・二五
外崎文夫後援会	小山内隆	小山内隆	北津軽郡中里町大字宮野沢字浦島九七の一	一六・一・二六
山田清彦後援会	三上文彦	山本清子	三沢市松園町二丁目八の一二	一六・一・二六
鳥谷部富子後援会	吉田京子	亀田亀治	三戸郡五戸町字蛭川村七五の一	一六・一・二〇
下山勝明後援会	笹森日出喜	下山隆	北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬二の一	一六・一・二三
尾形祐幸後援会	桜井美弥志	村上行弥	三戸郡五戸町字博勞町二〇の四	一六・一・二三
成田克子後援会	成田克子	対馬実	西津軽郡木造町大字柴田字篠塚一の八	一六・一・二三
日本小さな僕たち委員会	尾形裕之	稲垣穰一	三戸郡五戸町字博勞町二〇の四	一六・一・二三
三戸玲子後援会	小沢弥一郎	三戸武	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三八二	一六・一・二三
工藤内記後援会	小笠原ヨシ子	奥本ミヤ	三沢市花園町五丁目三一の二六一五	一六・一・一六
悟空会	川村悟	後藤寿	弘前市大字青山一丁目一三の一三	一六・一・一六
一戸千代久後援会	一戸文男	今繁治	西津軽郡鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井一六七	一六・一・一〇
玉川健五郎後援会	玉川健五郎	玉川健五郎	三沢市花園町三丁目四の一〇	一六・二・二四
ふなみ亮悦しあわせ運動会	船見勝男	船見昌功	三沢市中央町三丁目七の二〇	一六・二・二六

三村申吾南部町後援会	沖田周蔵	中居俊夫	三戸郡南部町大字沖田面字沖中一三一	一六・三・九
三村申吾黒石後援会	斉藤直文	佐々木隆	黒石市大字下山形字下目内二〇	一六・三・九

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県林業支部	会計責任者 草薨 與雄		齋藤 巖	平成一六・一・五
自由民主党三戸町支部	代表者 沢田 恵		澤田 啓	一六・一・六
自由民主党南郷村支部	主たる事務所の所在地 三戸郡南郷村大字中野字下洗一八の	一	三戸郡南郷村大字泥障作字泥障作一	
	代表者 石屋 俊夫		壬生 金平	一六・二・四
	会計責任者 村上 仁		古館 實	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
坪清美後援会	会計責任者 丹野 暢子		越谷 文造	平成一六・一・三
青森県ビルメンテナンス政治連盟	代表者 七尾 三郎兵衛		大方 猛	一六・一・五
蛇沢喜代治を励ます会	主たる事務所の所在地 中村 力男		山田 保美	一六・一・五
十和田いきいき市民会議	主たる事務所の所在地 十和田市大字稲生町二四の三二		十和田市西一番町二一の二七	一六・一・六
青森県社会保険労務士政治連盟	代表者 葛西 一美		畑中 伊与吉	一六・一・三〇
苦米地繁雄後援会	主たる事務所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字今熊二三三の三		上北郡六戸町大字犬落瀬字佐野谷地二の一〇	一六・一・七
長谷川清一後援会	代表者 長谷川 敦子		三上 次郎	一六・一・七
加藤達後援会	代表者 井関 隆嗣		太田 範行	一六・一・三〇
青森青雲会	会計責任者 畑井 貢		仲條 憲郎	一六・一・四
坂本みちのぶ後援会	代表者 山崎 茂穂		佐々木 妙子	一六・二・六
日本司法書士政治連盟青森会	代表者 田名部 守		富士 忍	一六・二・九
新しい青森をつくる会	会計責任者 山谷 桂子		千葉 隆志	一六・二・三〇

山谷清文後援会	会計責任者	山谷 桂子	工藤 賢司	一六・二・二〇
白井二郎後援会	会計責任者	酒田 梢	高橋 一	一六・二・二七

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党小泊村支部	平成一五・三・三三	平成一六・一・一九
無所属の会八戸市第五支部	一六・一・八	一六・一・九
無所属の会五戸町支部	一五・二・三三	一六・一・二六
無所属の会三戸支部	一五・二・三三	一六・一・二六
無所属の会中部支部	一五・二・三三	一六・一・二六
無所属の会八戸市第三支部	一五・二・三三	一六・一・二六
無所属の会八戸市第二支部	一五・二・三三	一六・一・二六

政党以外の政治団体

無所属の会八戸市第四支部	一五・二・三三	一六・一・二六
無所属の会八戸市第六支部	一五・二・三三	一六・一・二六

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
鎌田まさよし後援会	平成一五・二・三三	平成一六・一・二六
菊池今朝男後援会	一五・二・三三	一六・一・二六
中村元博後援会	一五・二・三三	一六・一・二六
毛内喜代秋後援会	一六・一・三三	一六・一・三三
成田武憲後援会	一五・三・三六	一六・一・二四
野沢浩司後援会	一五・二・三三	一六・一・二五
野沢剛後援会	一五・二・三三	一六・一・二五
ひまわり会	一五・二・三三	一六・一・二五
平和会	一五・三・二六	一六・一・二六
白戸幸満後援会	一五・三・三三	一六・一・二〇
下山勝明後援会	一六・一・二四	一六・一・三三

三戸玲子後援会	一六・一・三三	一六・一・三三
やさしさと活力あふれる町づくりの会	一六・一・三三	一六・一・一六
森内勇政経研究会	一六・一・三三	一六・一・四
森内勇逢田地区後援会	一五・三・三〇	一六・一・四
南英克後援会	一六・一・一	一六・一・九
木村孝と行動する会	一六・一・二〇	一六・一・三
青森横山北斗後援会	一六・一・二〇	一六・一・九
三上昭博と語る会	一五・三・三三	一六・一・九
青森県民協会中弘南黒西総支部	一六・一・二三	一六・一・二五
すとう健夫上野地区後援会	一六・一・三〇	一六・一・二五
外川勝後援会	一六・一・三〇	一六・一・二五

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十六年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
尾形 裕之 （五戸町議会議 員）	日本小さな僕た ち委員会	尾形裕之	三戸郡五戸町字博労町 二〇の四	平成 一六・一・三三
川村 悟 （県議会議員）	悟空会	川村 悟	弘前市大字青山一丁目 一三の一三	一六・一・一六

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年四月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
鎌田 眞嘉 （むつ市議会議 員）	鎌田まさよし後 援会	鎌田眞嘉	むつ市大字文京町一 の一	平成 一六・一・一六
菊池 今朝男 （平賀町議会議 員）	菊池今朝男後援 会	菊池 今朝男	南津軽郡平賀町大字小 和森字松村七四の一	一六・一・一六
中村 元博 （八戸市議会議 員）	中村元博後援会	中村元博	八戸市大字沢里字休場 二〇の一四	一六・一・一六
毛内 喜代秋 （県議会議員）	毛内喜代秋後援 会	毛内 喜代秋	青森市浪館前田四丁目 一九の二四	一六・一・一三
野沢 浩司 （県議会議員）	野沢浩司後援会	野沢浩司	八戸市売市一丁目七の 一二	一六・一・一五

野沢 剛 (県議会議員)	野沢剛後援会	野沢 剛	八戸市売市一丁目七の 一二	一六・一・一五
川村 悟 (県議会議員)	やさしさと活力 あふれる町づく りの会	川村 悟	弘前市大字青山一丁目 一三の一三	一六・一・一六
森内 勇 (参議院議員)	森内勇政経研究 会	森内 勇	青森市栄町一丁目三の 二四	一六・二・一〇

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十六年四月五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
青森都市計画公園事業九・六・一号青森県総合運動公園
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
氏名 相馬清憲
- 住所 青森県青森市大字安田字近野三九四番地一
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年三月二十三日

別表

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)	判 別
		公 簿	私 簿		
青森県青森市大字三内字丸山	255番13	畑		1,719	不明

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十六年四月五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
青森都市計画公園事業九・六・一号青森県総合運動公園
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成十六年三月二十三日

別表1

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等



土地の所在 青森県青森市大字三内字丸山	地番 261番	地	地積 (㎡)
		田 公簿 原野	公簿 1,011 実測 不明

別表 2

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	持 分	住 所
奥崎行雄	4分の1	不明
江畑万次郎	4分の1	不明
奥崎平次郎	4分の1	不明
佐藤浅吉	4分の1	不明

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十六年四月五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
青森都市計画公園事業九・六・一号青森県総合運動公園
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
氏名 三浦勝雄
- 住所 青森県青森市大字新城字平岡一五一番地一五八
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なお

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成十六年三月二十三日

別表

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 青森県青森市大字三内字丸山	地番 262番	地	地積 (㎡)
		田 公簿 畑	公簿 614 実測 不明

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十六年四月五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、平成十六年四月二十七日をもって通知があったものとみなされます。

別表

通知を受けるべき者

氏 名	住 所
奥崎行雄	不明
江畑万次郎	不明
奥崎平次郎	不明
佐藤浅吉	不明

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭